

タイ国における農地問題と農地制度改革

本 岡 武

は し が き

低開発国における農業開発をさまたげる条件のひとつに農地問題がある。農地問題は、たんに農業生産性の上昇という見地からだけでなく、国民所得分布の不均衡是正、すなわち一部の少数の富裕階級への富の集中、したがって社会的・政治的不安の醸成の防除という見地からも、とりあげられる。税制改革とならんで、農地制度改革が低開発国の政策的手段として、やかましくいわれるのは当然である。もちろん、その実施は容易でない。しばしば、農地制度改革は計画だけはされるが、その実行はうやむやのうちに消えてしまっている。低開発国における農地制度改革がいかに困難であるかは、エジプト・インドあるいはイランの場合を想起すれば明らかである。

農地制度改革の輝しい成功をおさめたのは、低開発国に属さない日本の場合である。戦後の農地制度改革については、すでにあまたの文献があり、これを詳述する必要がない。ただつぎの点は明記しておきたい。農地制度改革は戦後における日本農業の土地ならびに労働生産性のいちじるしい上昇の有力な原因となっただけでなく、農業生産性向上と小作料激減とをとおして、農家所得の増大と、農家間あるいは農家・非農家間の所得分配不均衡の是正をもたらし、さらに戦後の急速な国民経済成長と長期にわたる政治的安定とに寄与したことである。しかし、同時に、ここにはっきりとしておきたいこととして、戦後の農地制度改革実施に至るまでに、すでにわが国では大正年代から農地問題がやかましくとりあげられ、この長い期間にわたって、いろいろな政策的努力がつみ重ねられた点がある。しかも、具体的に戦後の農地制度改革には占領軍の日本管理政策の重要な柱として、絶対的な強権のもとに、いやおうなしに、短期間に実施完了された点がある。低開発国における農地制度改革にさいし日本の事例を参考とする場合、この歴史的背景と占領下での実施という2点に強い注意が払われる必要がある。

さて、農地問題は、狭義では農地制度をさすが、広義では経営農地面積と農地制度との、ふたつの問題を意味する。

ところが、タイは広義の農地問題について見ると、低開発諸国、とりわけ東南アジア諸国において、きわめて幸福な地位にあるといわれている。

まず、第1に経営農地面積から見ると、タイ農業は比較的大きな規模の家族農経営からなりたっている。すなわち、戦後のタイ農業について、今日までのところ、最も信頼度が高いとさ

れるのは、1953年農務省によって施行されたタイ農家経済調査である¹⁾。これによると、全国平均の経営規模は 4.1ha となる。もちろんタイ農業の特徴としての地域差あるいは地域的分

表 1 地域別の農業経営の数・規模および家族規模、1953年

		中央平原	東南部	東北部	北部	西南部	南部	全 国
経営規模数		640,239	57,217	815,810	265,404	95,471	245,146	2,119,287
		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
平均経営規模		4.94	4.66	4.38	1.53	3.35	4.45	4.10
経営規模 による 構成比率		%	%	%	%	%	%	%
	0.96ha以下	14.6	12.7	10.0	34.7	15.8	14.2	15.1
	0.96~2.4ha	19.9	23.0	25.4	46.3	30.4	32.5	26.8
	2.4 ~4.8ha	27.1	30.0	32.8	15.4	30.0	29.6	28.4
	4.8 ~9.6ha	26.2	26.9	22.2	3.2	18.9	19.2	21.3
	9.6ha以上	12.3	7.7	9.7	0.5	5.1	4.5	8.5
総 数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
家族規模	平均 数	5.92	5.28	6.59	5.19	4.93	5.32	5.90
	平均 農業 従事者数	3.21	2.54	3.36	3.17	2.38	3.14	3.19

出所：Ministry of Agriculture, Thailand Economic Farm Survey, 1953. Bangkok, 1954.
table 2, 15, 20.

注：タイは普通は中央部・北部・東北部・南部の4地域に区分される。しかし、1953年農家経済調査は6地域に区分している。(図1参照)

- 1) ここでタイ農業の基本的な全国的調査資料を明らかにしておきたい。タイにおいて最初の全国的な農家調査は、1930年から1931年にかけ、ハーバート大学社会学準教授 Carle C. Zimmerman 博士によって行なわれた。この研究は、全国をつうじて40の村落をえらび、各村落で40ないし50農家について聴取調査によった。つづいて、1934年から1935年にかけ同じくハーバート大学のピーボディ博物学人類学研究員 James M. Andrews 氏が、チンマーマン博士の調査を発展させ、同じ40の村落で、大部分同じ農家について聴取調査を行なった。(C. C. Zimmerman, *Siam: Rural Economic Survey, 1930-31*, Bangkok, 1931; J. M. Andrews, *Siam: Second Rural Economic Survey, 1934-35*, Bangkok, 1935.)

戦後の、はじめてのこの全国的な農業調査は、1950年から1952年にかけ、1950年世界農業センサスの一環として実施されたタイ農業センサスである。これは、この国としてははじめての全国農家一斉調査である。経営面積 0.32ha 以上、および、それ以下でも年間農業所得1,000バーツ以上の全農家を対象とした。しかし、この調査結果の信頼性については、かなり問題があり、集計結果はプリントで統計局に保存されているが、正式の印刷ならびに公開はされなかった。(Ministry of Agriculture, *Agricultural Census of Thailand, 1950*. Bangkok, 1954 (?), mimeograph and unpublished.)

この農業センサスをもととして、農務省が1953年に1万戸の農家をサンプリングして、農家経済調査を実施した。これは、この国としてははじめての抽出標本調査であり、現在までのところ、最も信頼度の高い全国農家経済調査である。個別農家について聴取を行なったが、調査員の聴取能力あるいは農家の回答能力については、かなり疑問の余地のあることは認められなければならない。(Ministry of Agriculture, *Thailand Economic Farm Survey, 1953*, Bangkok, 1955.)

1963年に、統計局により、1960年世界農業センサスの一環として、全国農家についての一斉調査が実施された。これは、経営面積 0.32ha 以上の農家、あるいはそれ以下でも野菜栽培を 0.16ha 以上行なっている農家、あるいは経営から 2,400Baht 以上の農業生産物販売収入をえている農家を対象とする。この調査内容はかぎられているが、それだけ正確度は高い。現在、統計局で IBM により集計印刷中であり、1964年10月末現在で全国71県のうち、35県分が刊行されている。1965年3月までに71県と全国集計、合計72巻が刊行される予定である。この全国集計の刊行によって、最も基礎的な農家統計がえられるであろう。(National Statistical Office, *Census of Agriculture, 1963*, 72 volumes, Bangkok, 1964-65.)

このほか、毎年、農務省から農業統計が刊行されている。最新のは1962年度版である。この版の編集は、従来のものにくらべ面目を一新している。しかし、ここにおさめられた統計は、農務省各局ならびに関係ある諸省の調査統計であり、そのなかには信頼性の高いものもあれば、低いものもある。(Ministry of Agriculture, *Agricultural Statistics of Thailand, 1962*, Bangkok, 1964.)

化は、この場合にも見られる。すなわち中央平原の平均規模 4.9ha から北部の 1.5ha に至る（表 1 参照）。これだけの平均経営規模をもつ国は、タイ以外の東南アジア諸国では見られない。

第 2 に、そしてこれが狭義の農地問題であるが、農地制度として、タイでは自作農が圧倒的だといわれている。タイ農業についてのこれまでの研究は、ほとんど残らず、この点を取りあげて、タイは幸福な国であると強調する²⁾。自作農制が支配的であるということは、広く低開発諸国をとおして、まったく例外的であるといいうる。

わたくしは、ここでタイ農業の経営規模の問題を論じない。これは別の機会にタイ農業の経営問題の一環として検討することとしよう。ただ、本論文では狭義の農地問題、すなわちタイがはたして、いわれているような自作農制の国であるかどうか、いいかえると、農地制度がはたして問題にならないかどうか、ということを含味したい。いいかえると、これまでタイは少なくとも農地問題にかんして恵まれた国であるといわれてきているが、はたして今日も、まだそうであるといいうるかどうかなという問題を、とりあげたい。

I タイの自作農支配性にたいする疑問

タイが自作農制の国であるということの数字的根拠は、さきに触れた 1953 年農家経済調査による。同調査によると、「経営者によって所有され経営されている農地」は全農地の 87.1% にのぼる（表 2 参照）。しかも同調査報告書にいわく、「1950 年農業センサスによると経営者によって所有されている経営地の比率は 89.82% である。この数字は本調査の数値より少し高いが、しかしなおかつ、本調査で使用された標本農家の調査結果が、きわめてこれに近いこと

表 2 地域別および規模別の、経営者によって所有されている経営農地の全農地にたいする比率、1953 年

	中央平原	東 南 部	東 北 部	北 部	南 西 部	南 部	全 国
0.96 ha 以下	35.1	83.1	95.2	90.4	86.8	76.8	—
0.96~2.4 ha	78.1	86.5	97.8	82.7	96.4	81.3	—
2.4 ~4.8 ha	70.5	89.6	98.1	81.9	95.4	92.1	—
4.8 ~9.6 ha	75.7	89.1	98.1	91.4	98.5	94.5	—
9.6 ha 以上	76.8	98.8	98.6	100.0	98.7	98.4	—
計	74.4	92.0	98.2	84.4	97.0	93.5	87.1

出所：Ministry of Agriculture, *Thailand Farm Economic Surver of 1953*. table 22.

- 2) これまでの、タイについての文献は、すべて残らずタイは自作農制の国であるとする。その論拠は、上述の 1953 年農家経済調査をもととする。たとえば、ECAFE/FAO Agricultural Divison, ECAFE, *Agricultural Development of Thailand*, Bangkok, 1955, mimeograph, p. 16 がそれである。ペンデルトン博士の「タイ」における農地制度の敘述は、ECAFE/FAO の報告にもとづいている。(R.L. Pendelton, *Thailand: Aspects of Landscape and Life*, New York, 1963, p.167.) Human Relations Area Fiels の有名な Country Survey Series のタイ編も、この考え方をとる。(W. Blanchard and others, *Thailand, its People, its Society, its Culture*, New Haven, 1958, p. 365.) 東南アジアの農業不安を農地制度にもとめようとしたジャコビ氏は、その改訂版においてさえも、タイの農地制度について、つっこんでおらず、自作農制を全面的に承認している。(E. H. Jacoby, *Agrarian Unrest in Southeast Asia*, 2nd ed., Bombay, 1961, p. 243)

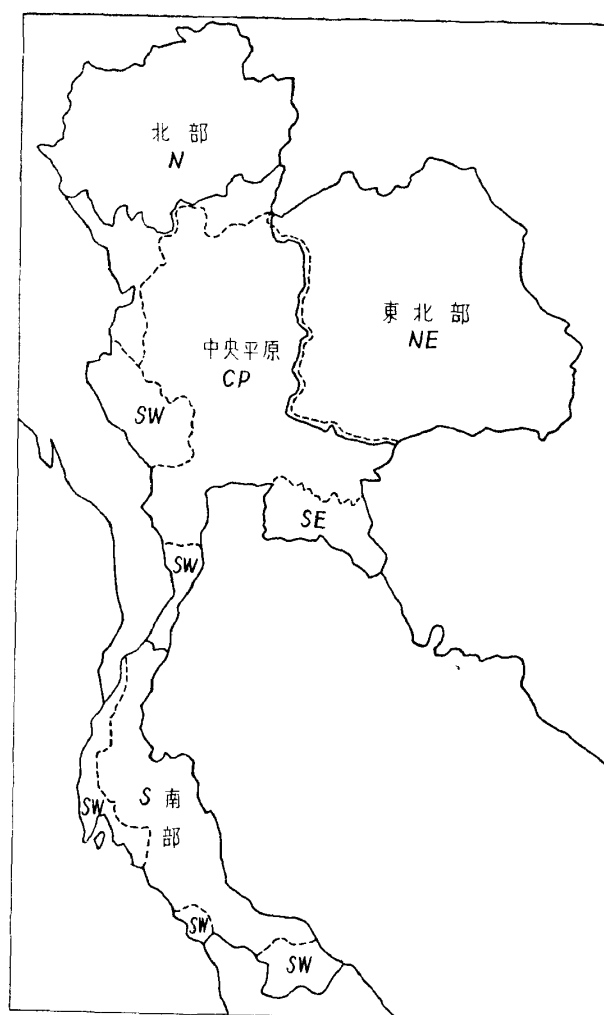


図1 タイ農業の地域区分
(4地域区分と6地域区分)

注 4地域区分は線と日本語, 6地域区分は点線とローマ字であらわす。

を示す³⁾と。1950年農業センサスの集計結果を検討すると、自作農の経営面積は農地全面積の81.2%を占めている。これに自小作農の自己所有経営面積を加えると、おそらく経営者の所有・経営面積は全農地面積の87%をこえるであろうと推測することができる(表3参照)。

この、ふたつの全国的調査結果をうのみにするかぎり、タイはたしかに幸福な自作農制の国であろう。

しかし、この数値をそのまま承認し、それによって断定をくだすことはできないように思われる。その理由として、つぎの諸点があげられる。

第1は、概念上の問題である。「経営者が経営し、しかも所有する土地」が、そのまま、一般にいわれている自作地という概念に相当するかどうか。少なくとも、この所有経営地のなかには、部分的に小作させている場合、血縁の非同居親族(たとえば兄弟)が働き、刈分けで収穫をえている場合が認められる。だから、「経営者所有・

表3 所有形態別の経営の数および経営面積, 1950年

	経 営 数		経 営 面 積	
	数	比 率	面 積	比 率
		%	ha	%
自 作 農	1,689,932	82.2	6,137,100	81.2
自 小 作 農	146,468	7.1	513,445	6.8
無 断 耕 作 農	15,150	0.7	36,215	0.5
管 理 人	1,336	0.1	23,291	0.3
混 合 形 態	204,001	9.9	842,628	11.2
計	2,056,887	100.0	7,552,681	100.0

出所: Ministry of Agriculture, *Agricultural Census of Thailand*, 1950. Bangkok, 1954 (?), mimeograph and unpublished

3) Ministry of Agriculture, *Thailand Farm Economic Survey, 1953*, Bangkok, 1954, table 20 の脚註。

表 4 地 域 別 の 土 地 利 用, 1962年

	北 部		東 北 部		中 央 平 原		南 部		全 国	
	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率	実 数	比率
	1,000ha	%	1,000ha	%	1,000ha	%	1,000ha	%	1,000ha	%
米	380.9	4.5	2,857.3	16.9	2,885.4	15.7	496.5	7.1	6,645.4	12.9
ゴム・ココナツ・カ ポック	5.9	0.1	30.7	0.2	110.7	0.6	482.1	6.9	629.4	1.2
果 樹	19.7	0.2	59.0	0.4	136.6	0.7	778.1	11.1	993.4	1.9
畑 作 物	120.5	1.4	375.0	2.2	778.6	4.2	63.7	0.9	1,337.8	2.6
耕 地 面 積(計)	552.3	6.2	3,322.1	19.5	3,911.4	21.2	1,820.3	25.9	9,606.1	18.7
農 家 林 地	17.4	0.2	414.6	2.4	339.5	1.9	83.8	1.2	855.4	1.7
雑	89.6	0.1	280.6	1.6	165.1	0.9	27.0	0.4	481.8	0.9
農 用 地(計)	578.7	6.5	4,017.3	23.6	4,416.0	24.0	1,931.2	27.5	10,943.2	21.3
森 林・放 牧 地	6,721.3	75.1	6,793.8	39.9	9,212.2	50.1	3,743.7	53.3	26,470.9	51.5
湿 地・湖 沼	3.0	0.0	63.4	0.4	40.8	0.2	100.0	1.4	207.3	0.4
未 分 類	1,645.4	18.4	6,148.2	36.1	4,741.1	25.8	1,244.0	17.7	13,778.7	26.8
全 面 積(計)	8,948.5	100.0	17,022.6	100.0	18,410.1	100.0	7,018.9	100.0	51,400.0	100.0
全 国 面 積 に たいする 比率	17.4		33.1		35.8		13.7		100.0	

出所: Ministry of Agriculture, *Agricultural Statistics of Thailand*, 1962, Bangkok, 1964.
table 113.

経営地」は厳密な意味での自作地とは一致しない。いいかえると「自作地」という一般に使用されている概念をあてるときには、自作地比率がこの調査数値よりも小さくなることは、間違いないところである。

第2に、1950年農業センサスによっても、全農家の18.8%は小作農か自小作農である。さらに、1953年農家経済調査は、なんらかの地代を支払っている農家は全農家の28.3%を占めると報告している⁴⁾。したがって、これらの諸調査の数値の間にいちじるしい差があるが、小作あるいは自小作農は、これを最低に評価しても、全農家の3割近くを占めていることは、まず見当ちがいでないであろう。

さらに、第3にきわめて注目に値するのは、農地制度の地域的分化についてである。もともと、タイの農業は、メナム河の中・下流流域の**中央部平原**、その上流の山地溪谷の**北部**、メコン河の流域である**東北部**(あるいはコラート台地)およびマラヤ半島に属する**南部**の4地域からなる。この農業の地域分化はきわめて明瞭である。すなわち、中央部平原はタイの米の主産地である。北部ではやはり米が卓越するものの、山地での小経営が支配的である。東北部は土質劣悪・降水量不足のため、生産力が低く、タイでの貧困地域あるいは問題地域となっている。南部はむしろマラヤ型農業が支配的であって、ゴムその他の樹園作物が卓越する。経営規模に

4) Ministry of Agriculture, *op. cit.*, table 26.

しても、土地利用にしても、顕著の相違が示されている（表 1, 4 参照）。この地域分化は農地制度についても明らかに認められる。すなわち、さきの1953年農家経済調査によると、全国平均 87.1%という経営者所有経営面積比率は、中央部平原では 74.4% にさがる（表 2 参照）。また、なんらかの形で小作料を支払っている農家の比率は全国平均 28.3% になっているが、中央部平原では 49.8% にまで高まる⁵⁾。いいかえると、小作地比率あるいは小作農比率が中央部平原においてきわだって高く、北部がこれにつぎ、南部および東北部においては、小作制度はほとんど問題にならない。（もっとも、東北部および南部では、雇傭労力による大規模なプランテーションあるいは大農場があり、小作農のかわりに農業労働者が深刻な問題になっている。また、とくに東北部では、小作制度にまで発展しない以前の形である刈分け制度が経営者所有経営地のなかに含まれている場合がある。これは、農業労働者と小作農との中間形態とみるべきである。これら広義の農業労働者については、別の機会に論ずる。ただここでは、東北部および南部で小作制が問題とならないという場合、なおかつ尨大な農業労働者が存在することを看過してはならない点を指摘するにとどめる。）だから、タイにおける農地制度としては、中央部平原だけがさしあたって問題となる。しかも、ここはタイの穀倉であり、最も商業化・近代化された農業地域なのである。その意味で、タイの農地問題は現在のところ、中央部平原に集中しているといつてよい。また農地問題を中央部平原に限定して考察することが、理解を効果的たらしめよう。

しかし、第 4 に注意すべきは、タイ全体にわたって小作地面積比率や小作農家が漸増しつつあるという現実の傾向である。これは 1963 年農業センサスの一部報告によつても推定される。

もともと、タイが自作農制でありえたことは、耕地人口密度の低かつたという人口的条件、開墾可能未墾地の存在なる自然的条件、および歴史的伝統的な土地政策条件とによる。

もともと、タイではすべての土地は国王の所有に属し、慣習・伝統によつて各自由民は、たいいていの場合 9ha をこえない限度で、自分と自分の家族が耕作しうだけの土地の耕作権が与えられた。若干の規定変化はあつたが、この基本原則はかえられず、したがつて、自由民は適切に耕作しさえすれば、その耕作権が認められ、この耕作権が実質上の所有権となつた。この必要条件をみたしさえすれば、自由民はこの耕作権を売却したり、抵当にいれたりすることができた。ただし、国王は、公共的目的のため、あるいは自由民が 3 ヶ年無耕作のまま放置するとき、その土地をとりもどすことができた。この方針は、原則として、今日までつづけられてきた。ただし、現在では未利用地所有権の主体は国王ではなく政府になっている。このいわば無断耕作者権利 (squatter's right) の制度は、現在も認められているが、多くの場合は水稲

5) Ministry of Agriculture, *op. cit.*, table 26.

栽培に適しない地域に限定されている⁶⁾。

この国有開墾可能未墾地の存在と、自由土地政策とが、タイをして自作農制の国たらしめた重要な原因であるが、この条件が最近ぐらついてきたことが注意されなければならない。とりわけ、その動きとして、つぎの2点がとりあげられる。

(1) これまで、タイには開墾可能未墾地が多かったのは事実である。国土の過半が平坦で、降水量が多いにもかかわらず、現在の耕地面積率は18.7%にすぎない（表4参照）。また、水稻収穫面積は戦前10ヵ年（1927-36）平均2.9百万 ha が、1962/63年には6.2百万 ha へと、30年間に2倍以上になったし、最近では、トオモロコシの収穫面積が、主として日本からの需要増大に対応して、1952年の4.3万 ha から1962年の32.1万 ha へと、10ヵ年に8倍以上に急増した⁷⁾。しかし、他方、水稻栽培面積のこれ以上の拡大のためには、灌漑排水工事が必要とされているし、畑地における地力消耗のため、畑作物栽培面積の拡張は必しも容易ではないとの推測がなりたっている。もちろん、栽培面積拡張の可能性を論断することはできないが、少なくとも、かなりの資本投下のないかぎり、実質的な面積拡張が困難になってきたということはある。

(2) タイの重要な特徴は、東南アジア諸国のなかで、土地にたいする人口の圧力が小さかったことにある。その理由のひとつとして、東南アジアではタイだけが戦前からの独立国であったため、他の旧植民地諸国（たとえばマレーシア・インドネシア）にくらべ、衛生行政がうまく、人口増加率が低かったこともあげられよう。ところが、戦後の国民所得の堅実な上昇と、衛生行政のめざましい発展とのために、人口が爆発的に増加してきている。この人口激増は、きわめて重要な問題であるが、とにかく、戦後の最初のセンサスが行なわれた1947年には17,967千人しかなかった。これが1963年には28,835千人に達し、毎年3%の増加率を示している⁸⁾。この人口増加は、土地にたいする人口圧力を強めているが、今後ますます、強まるであろうことが予想される。

このふたつの条件変化のために、タイの農地問題が現在までは主として中央平原に限定され、その他の地域ではほとんど問題にならないとしても、今後は農地問題は中央平原において激化してゆくだけでなく、全国的にとりあげられなければならないであろう。したがっ

6) J. E. deYong, *Village Life in Modern Thailand*, Berkeley and Los Angeles, 1958, pp. 185-186. なお、この自由土地政策に加えて、大土地所有制の形成と消滅との歴史的過程を略記しておきたい。チュラロンコーン大帝（1868-1910）時代よりまえば、国王が貴族・官吏あるいは自由民に土地を特許する習慣があった。その面積はまちまちで、小さいものは4 ha 大きいものは1,600ha にのぼった。また貴族は未墾地を開墾して耕作権をえる権利を行使して、大面積の土地を入手し、したがって大規模土地所有があらわれた。しかし、この大規模所有経営の数および大きさは、1905年の農奴制廃止と、もうひとつには均分相続制（所有者死亡の場合は全財産は未亡人に帰し、その未亡人死亡ののちは子供に平等に分配される）とのために、20世紀に入って急激に減少してきた。（W. Blanchard and others, *op. cit.*, p. 305.）

7) Ministry of Agriculture, *Agricultural Statistics of Thailand*, 1962, p. 39, 40 and 46.

8) National Statistical Office, *Statistical Yearbook of Thailand, Number 24*, 1963, Bangkok, 1964, p. 40.

て、農地問題は、現在においては地域的分化現象として中央平原だけについて考えればよいが、長期的には全国的問題になるものとの予想のうえで、とりあげられるべきである。

II タイ中央部平原における小作制度

現在の中央部平原における全農地のうちの小作面積の比率、あるいは全農家のうちの自小作・小作農家の比率は、1963年農業センサスの刊行をまたなければならない。

しかし、ごく最近実施された国家開発省土地開発局による農地制度調査⁹⁾によると、中央部平原の全農家のうち56%は小作農あるいは自小作農であり、全農地の60.8%が小作農か自小作農によって経営されているという、非常に小作制が普及している事実を示している。この調査結果は、これまでの常識をくつがえす数値といわなければならない。

もっとも、同じ中央部平原のなかでも、小作地の比率のきわめて高いところと、そうでないところがある。概して、バンコック周辺において、小作地比率が高い。それは、集約的農業、不在地主の土地投資あるいは土地投機および人口圧力のためである¹⁰⁾。ただし、バンコックの北東に位置するランシット灌漑地域においては、小作地が圧倒的に大きい。その地域のうちの、パトムタニ県タンヤブリ郡において、わたくしの調査によると、90%以上は小作農である。ここは、20世紀初頭、主として地主資本によって灌漑排水施設が設けられたところであり、タイとして最初の本格的な灌漑排水計画にもとづく開拓地域である。そして、他のいずれよりも、ぬきんでて小作率が高く、不在地主が支配的であり、農地制度が問題となる地域である¹¹⁾。(この地域については、わたくし自身別の機会に報告したいと思う。)

9) Department of Land Development, Ministry of National Development, *Preliminary Report on Relationship between Land Tenure and Rice Production of the Farmers in Five Provinces of the Central Plain of Thailand*, 1963, Bangkok, 1964, mimeograph, and unpublished Thai. 本調査は中央部平原のうちの5県（パトムタニ・アユタヤ・ナコンナヨーク・ロプブリおよびナコンサワン）の500戸の農家を抽出標本でえらび、アンケートでもって実施された。農地制度についての調査としては、はじめてのものである。本稿では、この調査を「1963年農地制度調査」とよぶこととする。そのごく要旨は英文で、同調査を実施した責任者の土地開発局チャイヨン博士で書かれている。(Chaiyong Chuchart, *Land Policy of Thailand*, mimeograph and unpublished, Bangkok, 1964.)

10) バンコック周辺で小作地比率が高いことは、ダッドレー教授によって指摘されている。同教授はトンブリ県（バンコック市のメナム対岸）の農家の94%までは小作農であると述べているが（E. H. Dobby, *Southeast Asia*, London, 1950, p. 277.），これは明らかに誤まりであり、これほど高くはない。コーネル大学の調査村として有名なバンチヤン村（バンコクの北東約30km）について、同調査の農村経済を担当した Dr. Kamol Janlehka によると、ほぼつぎのように推定がくだされる。

農 家 構 成				農 地 構 成			
自	作	農	30%	自	作	地	60%
自	小	作	25	小	作	地	40
小	自	作	20		計		100
小	作	農	25				
	計		100				

ほぼ、これがバンコック周辺として、ひとつの代表的な姿であろう。

11) たとえば, Pendelton, *op. cit.*, pp. 142, 169-171 を見よ。

わたくしは、中央部平原のなかでの地域的分化も考慮しながら、既往の調査と、わたくし自身の観察にもとづいて、現在のところ、中央部平原の小作地面積は少なくとも、全農地面積の約35～40%であり、小作農および自小作農として、なんらかの借地をしている農家が少なくとも全農家の約45～50%程度ではないかと推測する。わたくしには1963年農地制度調査は小作比率を過大評価をしているきらいがあると思われる。

そこで、この量的な推測につづき、以下、中央部平原の小作制度の内容を、主として1963年農地制度調査にもとづき、わたくし自身の部分的調査を加えて、明らかにしたい。

1. 自作農と小作農との経営上の比較

かつて、1953年農家経済調査によって、経営規模が小さいほど小作農が卓越することが指摘された。すなわち、0.96ha 以下という最小規模においては、農地面積の65%までが小作地であり、それより大きな規模においては、その比率が30%から20%の間であると述べる¹²⁾。しかし、1963年農地制度調査によると、自小作別経営形態と経営規模との相関関係はまったく見出されない(表5 参照)。また、この調査によると、1戸あたり経営規模は自作農の場合 7.0ha、小作農の場合 6.9ha となり、ほとんど大差がない¹³⁾。そのいずれが正しいかは、ただいまのところ、1963年農業センサスの全国集計結果を待たなければならないが、わたくし自身、自小作別経営形態と経営規模との関係はあまり明らかでないように思う。

このように自小作別間の経営規模の相違は、ほとんど認められないが、この農地制度調査によると (表6 参照)。

(1) 平均収量は、1963/64年度において、自作農の場合に ha あたり 1,669kg にたいし、小作場は 1,427kg であって、小作農の平均収量は自作農のそれより約 15%少ない。

表 5 中央部平原における自小作経営形態別経営規模, 1963年

	自 作 農	自 小 作 農	小 自 作 農	小 作 農	未 分 類	計
3.2 ha 未満	36	0	15	16	5	72
3.2～ 4.6 ha	82	1	44	54	3	184
4.6～ 9.6 ha	44	3	40	39	1	127
9.6～12.8 ha	19	2	23	12	0	56
12.8～16.0 ha	9	1	12	5	0	27
16.0 ha以上	15	1	10	8	0	34
計	205	8	144	134	9	500

出所: Department of Land Development, Ministry of National Development, *Preliminary Report on Relationship between Land Tenure and Rice Production of the Farmers in Five Provinces of the Central Plain of Thailand, 1963*. Bangkok, 1964, mimeograph and unpublished, Thai. 以下 Land Tenancy Survey of 1963 とよぶ。

12) Ministry of Agriculture, *Economic Farm Survey, 1953*, table 22.

13) Chuchart, C., *op. cit.*, p. 3.

表 6 中央部平原における自小作経営形態別の、水田 ha 当たりの籾収量、粗収益、経営費、所得および籾販売価格、1963年

	自作農	自小作農	小作農
籾 収 量	1,669kg/ha	1,580kg/ha	1,427kg/ha
籾 販 売 価 格	0.857Baht/kg	0.831Baht/kg	0.810Baht/kg
粗 収 益	1,431Baht/ha	1,306Baht/ha	1,156Baht/ha
経 営 費	388	606	637
所 得	1,043	700	519

出所：Department of Land Development, *op. cit.*..

(2) この中央部平原では、ほとんどの農家が純米作農家であるが、小作農は自作農よりも籾を収穫直後売りいそぐ関係から、1kg あたり平均販売価格は自作農 0.857 Baht にたいし、小作農は 0.810 Baht となり、小作農は自作農よりも約 6% やすく販売する。(1964年度銀行換算率 \$1=20.65Baht であるが、1Baht は 5¢,あるいは18円として換算すればよい。)

(3) その結果、ha あたり粗収益は自作農 1,431 Baht にたいし、小作農 1,156 Baht となり、28%も少なくなる。

(4) 他方、ha あたり経営費に、小作料支払いのために、小作農のそれは 637 Baht となり、自作農の 388 Baht の約 2 倍近くになる。

(5) その結果、ha あたり純収益は、自作農 1,044 Baht にたいし、小作農 519 Baht であって、小作農のそれは自作農の半分以上となる。

この数値は標本調査の結果ではあるが、中央部平原について、小作農家の ha あたり所得が自作農家のその約半分ということは、ほぼ認められるところである。

2. 小 作 慣 行

中央部平原における小作慣行については、地域内部における分化あるいは差異が大きい。したがって、1963年農地制度調査は、地域全体の平均値を示すにすぎないことに注意されたい。(表 7 参照)

(1) 小作料の支払形態は、現物が50%、現金が40%、最もおくれた形態である刈分け(share cropping)が 6～7%となる。ただし、ランシット灌漑地域ではほとんどすべてが現金支払いとなる。そのかわり、アユタヤ県では、現金はほとんどなく、80%が現物、残りは刈分けとなる。この3形態が中央部平原に平行的に存在しているのは興味深い。

(2) 小作料は、小作農の場合、自小作農より10～15%高いのが注目される。小作農が不利な立場におかれているのは事実のようだ。小作料の大きさは、小作農の場合、現物で ha あたり 籾 425kg、これは平均籾収量の35%に相当する。また現金では、ha あたり 363 Baht、これは ha あたり粗収益の31%に相当する。2毛作は行なわれていない。これらの比率を高率と見る

表7 中央部平原における小作条件, 1963年

			自 小 作 農	小 作 農
小作料形態	現	金	42.0%	41.1%
	現	物	51.5	51.8
	刈	分	6.5	7.1
		計	100.0	100.0
小作料額	現	金	325Baht/ha	363Baht/ha
	現	物	375kg/ha	425kg/ha
減免の有無	定	額	77.9%	77.0%
	収量に応じ減免		16.8	19.0
	収穫良好の年にのみ支払い		5.3	4.0
		計	100.0	100.0
契約書の有無		有	47.4%	49.0
		無	52.6	51.0
		計	100.0	100.0
小作期間	1	年	77.9%	79.7%
	2	年	0.7	2.2
	3年またはそれ以上		5.9	3.6
	不	明	15.4	14.5
		計	100.0	100.0

出所: Department of Land Development, *op. cit.*.

かどうかは、むずかしい。しかし、ha あたり僅か邦価換算約2万円の粗収益のうち30~35%小作料でとりさられることは、小作農家の所得の絶対額をいよいよ小さいものにさせる。

(3) ところが、この収穫の不安定な米作にたいし、減免をとまうかどうかについては、1963年農地制度調査によると、77~78%が減免をとまわないと報告している。しかし、これは明らかに誤りである。たとえば、パトムタニおよびアユタヤ両県におけるわたくしの聴取調査によると(表8参照)、収量が平年作の8割程度までは減免はないが、それ以下の場合には減免され、収量が2割にとどまるときは、小作料は支払わなくてもよい。もちろん、これは、あくまで慣行であり、減免条項が契約書に記入されなかったり、口頭で約束されないのが普通である。しかも、実際の減免がされるときには、つねに小作人は地主またはその代理人にたいし交渉しなければならない。

(4) 小作契約は契約書による場合と口頭による場合とにわかれる。1963年農地制度調査報告書では、その比率が半々になっているが、実情としては契約書による場合が、はるかに少ないものと推定される。ただ、ランシット灌漑地域においては、不在地主制すなわち土地管理人制が発達しているために、ほとんどすべてが正規の小作契約書によっている。

(5) 小作契約期間は80%近くまでが1年契約である。もっとも、慣習としては、毎年くりか

表8 中央部平原における収量と小作料
減免の標準的事例, 1964年

収 量	小 作 料	
	パトムタニ県	アユタヤ県
100 (平年作)	100(契約小作料)	100(契約小作料)
90	100	100
80	100	100
70	100	80~70
60	80~50	60
50	50	50
40	40	40
30	30~20	30~20
20	0	0
10	0	0
0	0	0

出所：筆者聴取調査

えし、契約して小作する。だから、実際には小作人の移動はあまりない。永小作権あるいは耕作権は、もちろん存在していない。

(6) 不在地主は、バンコク周辺あるいはランシット灌漑地域をのぞくと、ほとんど見出されない。そのほとんどが同一の村、少なくとも同一の郡に居住している。だから、土地管理人もランシット地域をのぞくと存在しないといってよい。

3. 小作条件の変化

この小作慣行から明らかなように、小作条件は、それほど苛酷でないことは明らか

である。しかも、現金納がかなり普及を見ていることは、商品生産を主とする米作農業の発展として注目すべきだと思われる。

しかし小作条件の変化として、とくに注目すべきは、小作料がいちじるしく騰貴してきている事実である。すなわち、1963年農地制度調査によると、小作料は1957年を基準年次として100とすると、1962年には179.1になっている¹⁴⁾。この間のバンコック卸売物価指数は、1957年を100として1962年には110.5であるから¹⁵⁾、小作料は僅か5ヵ年間に約62%も実質的に騰貴したことになる。この騰貴率は、いささか過大評価のきらいがあるが、わたくしの聴取範囲内でも5ヵ年間に30%以上騰貴したのが普通である。

これは、地価の騰貴にむすびつく。たとえば1953年農家経済調査によると、中央平原の水田地価の平均は ha あたり 5,500Baht と報告されている¹⁶⁾。現在、中央平原についての地価調査は見られないが、わたくしの聴取の範囲では場所によって非常にちがひ、6,250Baht から18,750Baht にいたる。かりに、その平均を12,500Baht とすると、10ヵ年間に約2.3倍になっている。この10ヵ年間の卸売物価の騰貴率は約30%であるから¹⁷⁾、実質地価は実に約77%騰貴したことになる。

これは、ひとつには米価の騰貴率と、もうひとつには、土地にたいする人口の圧迫による。たとえば、1963年農地制度調査によると、小作農のうちの77%までは、これまで全然農業を営

14) Chuchart, C., *op. cit.*, p. 4.

15) *Bank of Thailand, Monthly Report*, September 1964, p. 65.

16) Ministry of Agriculture, *op. cit.*, table 24.

17) *Bank of Thailand, op. cit.*, p. 65.

まず、小作農となって新しく農業に参加したものである¹⁸⁾。

この小作料および地価の騰貴に顕著に示されたように、小作条件は小作農にとって、しだいに不利になってきつつある。これは、きわめて注目し得る重要な傾向である。

III タイにおける農地制度政策

タイ政府は農地制度ならびにそれにたいする政策には、ほとんど注意を払わなかった。これまで、ただ1回だけ、1951年に中央部平原について、つぎのような小作料額統制を実施する法令を發布し、ついでこれを他の地方にも適用しようと試みた。この小作料額は収量に比例するものとした。すなわち、

水田収量 (rai あたり)	最高小作料額 (rai あたり)
200kg 以下	10kg
200～300kg	30
300～400kg	60
400kg 以上	100

この小作料統制は、まったく有名無実に終わった。その理由として地主の反対があげられるが、事実上、この統制を実施するだけの必要もなければ、準備もなかったわけだ。これと関連して、翌1952年に地方開発費調達のための土地累進税法が公布された。その内容は、つぎのとおりである。

所有規模	税 率	税 額 (rai あたり)	
		最 低	最 高
50rai 以下	地価の0.5%	1 Baht	一般 60Baht 自作農の場合 40Baht
50～100rai	1.0%	2	100 50
100rai 以上	2.0%	5	100 50

しかし、この累進税もついに実施されずにおわった¹⁹⁾。根本的には当時のピブン政権下において改革的思想がなかったと見るべきであり、先進国の模倣は、いざ実践にうつすときには、根づよい障碍につきあたり、しかもこの障碍をのりこえるだけの意欲がなかったのである。したがって、小作料統制なり土地累進税法なりの意図はないわけではなかったが、概していうと農地制度政策については、これまでほとんど等閑に付せられていたといつてよい。

しかし、1963年5月、サリット政権のもとに、意欲的な経済開発政策を推進するために、国家開発省 (Ministry of National Development) が新設された。これは、従来の協同組合省を

18) Department of Land Development, *op. cit.*

19) ECAFE/FAO Agricultural Division, ECAFE, *op. cit.*, pp. 17-18; de Young, *op. cit.*, p. 196.
なお 1rai=0.16ha.

吸収し、また農務省から灌漑局、産業省から鉱山局、交通省からは道路局などを分離吸収したものであるが、ここに土地開発局 (Department of Land Development) が新設された。土地開発局は、土地分類・土壌および水資源保全・土壌調査・土地政策を担当する。いわば、技術的側面に重点をおく。しかし、土地開発局の任務のひとつは土地政策をたてることである。とりわけ、小作条件が小作農にとってしだいに不利になり、小作農が漸増しつつある認識は、この土地政策の考え方の基礎になってきているようである²⁰⁾。したがって、ごく最近になって、農地制度政策を本格的に検討しようとする気運が一部に生まれてきた。

ところが、最近、農地制度政策のひとつの構想として、農地制度改革が新聞に報道された。²¹⁾ その要旨は、つぎのように要約される。

(i) タイの経済発展のために必要な産業投下資金をうることと、農業生産力の増大をはかることを目的として、農地制度改革を実施する。

(ii) 期間は向こう5ヵ年間とする。

(iii) 個人所有の農地面積を500rai (80ha) 以下とし、500rai をこえる農地は政府が買収する。

(iv) 政府買収価額のうち、

(a) 50%は政府公債で支払う。公債は24ヵ年年賦償還、利率は年6%とする。

(b) 25%は土地銀行株式、25%は政府企業株式で支払われる。

(v) 政府への農地売渡代金については課税しない。

(vi) 農地制度改革は国家開発省・農務省・産業省・経済省および内務省で協同して行なう。

(vii) そのための実施機関として、農地制度改革委員会・農業生産性向上委員会・金融管理委員会および裁定委員会が設けられる。

この農地制度改革案の特徴は、産業発展、とりわけ工業（とくに国家企業）の発展のための資金獲得を目的としていることである。そのかわり、小作条件の改善をふくめての小作農の所得上昇ということに重点をおいていない。その意味で、これはいわゆる農地制度改革とは、かなり趣きを異にしているといえよう。

この構想は、タイの現在の経済発展にたいする強い意欲、その反面農地制度にたいする認識の欠除から見ると、ある程度は理解されよう。すなわち、小作問題がしだいに重要になりつつあるという事実が、土地問題関係者の間においてさえ、十分に徹底されていない。その背後として、タイの現状では、階級間における所得格差の問題にあまり注意が払われていない。むしろ、この国の経済発展の強調点は、とにかく国民所得の増大をはかることにある。

20) Chuchart, *op. cit.*.

21) *Bangkok World*, Sep. 28, 1964. タイでは、政府の正式発表以外に、新聞に非公式見解がのせられることがある。この報道もそれに属する。これによって、政府の考え方を推測することができる。

すなわち、タイは現在、経済発展の6ヵ年計画 (Six-Year Economic Planning, 1961~66) の後半期に入っている。この経済計画によると、国民経済の年成長率を6%とする。(この間の人口増加は年率ほぼ3%であるから、1人あたりの経済成長率は3%となる。) この6%なる目標を達成するためには、農林水産業・鉱業等の第1次産業部門においては、せいぜい3%しか期待できないから、工業部門に10%以上をおわせることが必要となっている²²⁾。したがって、工業への投資がきわめて重要となる。さらに、第1次産業部門においても、とくに灌漑排水計画のための資金が動員されることが必要である。もちろん、これらの資金源としては、政府租税収入、諸外国の投資、諸外国および国際機関からの贈与および借款があるが、同時に国内資金の動員が必要となるわけである。したがって、資金動員という動機が第一義的な意味をもち、農業生産性の上昇なり、地主・農民間における所得格差の是正という動機は第二義的な意味しかもたなくなっているのである。

この農地制度改革策については、2つの点から批判されよう。

第1は、ここでは本来の農地制度改革の意義、すなわち、地主・農民間における所得格差の是正、およびそれをとおしての農業生産性の上昇が無視ないし軽視されていることである。

第2は、資金動員という点から見て、まずはたして、どれだけの資金が動員されうるであろうか。500rai (80ha) 以上の買収対象となる面積がどれだけあるだろうか。それについては、現在、ぜんぜん調査が行なわれていないが、わたくし自身は、全耕地面積の3%にすぎないのではないかと推定する。そうすると買収対象面積は、全耕地面積約60百万raiの3%として、1.8百万raiとなる。つぎに、買収価格をかりに時価とすると、1raiあたり全国平均1,000 Bahtとなるであろう。したがって、総買収価格、いいかえると動員資金額は約18億 Bahtとなる。ところが、経済6ヵ年計画の総資金所要量は、経済計画庁によると326億 Bahtである。²³⁾したがって、かりに総買収価額が資金に動員されたとしても、経済計画総資金所要量の6%にみたないわけである。しかも、注意すべきは、小作農が5ヵ年間に政府にその代金を支払うことによって、はじめて資金が動員されるわけである。しかし、はたして小作農にそれだけの代金を支払いうる能力があるかどうかは疑問だ。さらに大切なことには、資金動員の見地からすると、政府はなるべく高い価格で小作農に売渡し、またなるべく早い期間に小作農から代金の支払いを受取ることが必要である。しかし、これは小作農保護という農地制度改革の基本方針とは根本的に矛盾する。

少なくとも、この農地制度改革案は現在のタイ国政府の農地制度にたいする考え方をあらわすものとして、きわめて興味深い。しかし同時に、その実行可能性は、少なくとも現時点においては、きわめて弱いものと判断せざるを得ないのである。

22) 喜多村浩編：『タイの経済開発』アジア経済研究所，東京，1963，pp. 179~202

23) The National Economic Development Board, *The National Economic Development Plan, 1961-1966, Second Phase: 1964-1966*, Bangkok, 1964, Table 1.

IV タイにおける農地政策のありかた

タイにおける農地制度と、わが国の農地制度改革前のそれとを比較するとき、つぎの諸点が指摘されよう。

(1) 農地制度改革前の日本にくらべ、タイの現状では、小作面積比率も、小作農家比率も小さい。

(2) 改革前の日本にくらべ小作料の収量に占める比率は小さく、その他の小作条件はほぼ同じであるから、小作条件についてタイは比較的恵まれているといえよう。したがって、小作問題が農地改革前の日本のように深刻ではないことは、たしかに事実である。

(3) しかし、日本の場合、農地改革前に、すでに小作面積率・小作農家率あるいは小作料率は漸減してきていたのにたいし、タイの場合は逆に現在漸増しつつある。

(4) その背後には、日本では農地制度改革前、1920年代以来すでに、自作農維持創設政策をはじめ金融政策・協同組合政策などの一連の政策手段が講ぜられ、さらに1930年代からは小作料統制たる直接的手段が講ぜられたのにたいし、タイの場合には、なんらの政策的手段が講ぜられていない。

いいかえると、タイの場合、徹底的な農地制度改革はそれほど強く要請されていないといえてよい。しかし、他方、タイ農業が主として灌漑排水施設にともなう土地改良を中心とする集約的農業の方向に進みつつあることは事実である。いいかえると、農民自身の農地への投資が強く必要とされる。ところが、地主は土地改良のための投資をほとんど行なわない。タイでは、富裕な人は投機的目的のための農地購入をこのむが、その場合の土地購入は売手と買手との間の資産の交換にすぎず、なんら実質的な投資を意味しない。²⁴⁾ また同時にこのことが国営灌漑排水計画が末端においてストップしてしまい、せっかくの国家投資の効率のあがらないことの、ひとつの理由となっている。したがって、農民に土地をもたせ、それにたいする投資意欲を高めさせる必要がある。同時に、農民自身の意欲をうらづけるだけの農家経済内部における節約―貯蓄が行なわれなければ、その意欲は具体化されえない。いいかえると、貯蓄―投資を可能にするよう所得を高めなければならない。したがって、集約的農業への発展は、当然に農地制度改革を必要とする。

さらに留意すべきこととして、地価が騰貴し、小作料も騰貴するにつれて、農地制度改革の必要が高まってくるが、同時に、その実施の困難性も強まる。しかも、現在その方向に動いていることは目に見えるように明らかである。したがって、農地制度改革を早く実施すればするほど有利である。少なくとも、地主制のもとにおいては、タイ農業の飛躍的な発展を期することはできないであろう。

しかし、農地制度改革について障碍の存することは、すでに明らかである。それが困難なこ

との理由として、つぎの2点が指摘されよう。

第1は、現在の地主階層の反対である。かれらは、さきに述べたように小作料収入が有利なために農地を所有しているというより、むしろ地価騰貴を目的としている。さらに、この地主階層は、しばしばこの国の政治権力とむすびついている。これについての分析は、別の機会に試みたいと思うが、現在の政治的権力は保守的であり、決して革新的でないことに注意すべきである。また、国民所得増大についての関心が強いが、階層間の所得格差是正にたいしては、それほど熱心だとは思われない。したがって、その反対の表面的な理由として、この国は自作農制が支配的ではないかという伝統的な見解が必ずもちだされる。（この見解は、わたくし自身、しばしば接したところである。）

第2は、農地制度改革の場合、小作農は当然に、年賦償還の形で農地を買取らなければならない。しかし、はたして、小作農にとって、それを買取るだけの経済的な余裕があるかどうかである。少なくとも、地主の反対を緩和するためには、小作農の支払う地価が現在の市場価格に近いものでなければならない。また、その支払期間もできるだけ短いことが望ましい。しかし、はたして、それだけの能力が小作農にあるかどうか疑問である。少なくとも年賦償還額は年小作料額を上まわらないことが望ましい。しかも、健全財政政策をとるこの国の政府がこの地主・小作農間に入って、小作農支払い分を時間的に負担することは、なかなか容易でないとと思われる。

したがって、わたくしは、今日一挙に農地制度改革を実施するだけの基盤をこの国はもっていないのではないかと考える。たとえ、それを今日実施することが望ましいとしても、それだけの現実的にさしせまった必要もなければ、それにたいする障碍があまりにも大きすぎるのである。

しかし、現実の農地問題の動向を考慮するとき、つぎのふたつの政策手段が提唱されよう。

第1は、現在の小作制度についての全国的調査を行なうことである。農地政策をたてるための十分な資料を欠いている今日、農地の所有形態をはじめとする農地制度の全国的調査が緊急に必要となる。すでに、タイは1963年農業センサンスの経験があるように、調査ならびに集計能力は、後進国としては、きわめて高い水準にあると思われる。したがって、全国的調査の実施は必しも困難ではない。また、この全国的調査をとおして、農地問題にたいする関心を高めようと思われる。

第2は、その調査にもとづいて、最初のステップとしては、小作料の統制を行なうべきである。地価騰貴の理由としては、農地の宅地・工場敷地その他の都市用地への転換がある。しかし、これが行なわれるのは、バンコック周辺にすぎない。むしろ、小作料の騰貴が地価騰貴の原因となる。したがって、現在、小作料の上限を制限することが、比較的摩擦が少なくて実

24) Udhis Narkswasdi, *Agricultural Credit Systems in Certain Countries*, Bangkok, 1963. p. 1.

行しうる唯一の方策である。小作料を統制するとき、当然に耕作権が発生するであろう。この耕作権の発生については、プラスとマイナスの両面であろう。しかし、耕作権が発生することは、それだけ実質的に農地制度改革が実現されてゆくことに、ほかならないのである。また、この小作料統制は、現在のタイにおいては、たとえ困難であろうとも、受けいれられうる政策手段としては最も容易なものであらうと思われる。

いかなる政策の実施においても、時間がかかるのが、この国である。その意味において、かかる政策手段がおくれればおくれるほど、「自作農制の幸福な国」でなくなるであろう。

参 考 文 献

1. Andrews, J.M.: *Siam: Second Economic Rural Survey, 1934-35*. Bangkok, 1935.
2. Bank of Thailand: *Bank of Thailand Monthly Report*.
3. Blanchard, W. and others: *Thailand, its People, its Society, its Culture*, New Haven, 1958.
4. Chaityong Chuchart: *Land Policy of Thailand*. Bangkok, 1964. (mimeograph)
5. de Yong, J. E.: *Village Life in Modern Thailand*. Berkeley and Los Angeles, 1958.
6. Dobby, E. H.: *Southeast Asia*, London, 1950.
7. ECAFE/FAO Agricultural Division, ECAFE: *Agricultural Development of Thailand*. Bangkok, 1955. (mimeograph)
8. Jacoby, E. H.: *Agrarian Unrest in Southeast Asia*. 2nd ed., Bombay, 1961.
9. 喜多村浩編『タイの経済開発』東京, 1963.
10. Ministry of Agriculture: *Agricultural Census of Thailand, 1950*, Bangkok, 1954. (mimeograph)
11. Ministry of Agriculture: *Agricultural Statistics of Thailand, 1962*. Bangkok, 1964.
12. Ministry of Agriculture: *Thailand Economic Farm Survey, 1953*. Bangkok, 1955.
13. Ministry of National Development: *Preliminary Report on Relationship between Land Tenure and Rice Production of the Farmers in Five Provinces of the Central Plain of Thailand, 1963*. Bangkok, 1964, (mimeograph, Thai)
14. National Economic Development Board: *The National Economic Development Plan, 1961-1966, Second Phase: 1964-1966*. Bangkok, 1964.
15. National Statistical Office: *Census of Agriculture, 1963*. Bangkok, 1964-65.
16. National Statistical Office: *Statistical Yearbook of Thailand, 1963*. Bangkok, 1964.
17. Pendelton, R. L.: *Thailand: Aspects of Landscape and Life*. New York, 1963.
18. Udhis Narkswasdi: *Agricultural Credit Systems in Certain Countries*. Bangkok, 1963.
19. Zimmerman, C. C.: *Siam: Rural Economic Survey, 1930-31*. Bangkok, 1931.